

## 【件名】

デリー準州における外出禁止措置の延長（5月24日まで）：一部訂正

## 【ポイント】

●16日付領事メールの中で、新型コロナウイルスのワクチン接種に行く人は、e-passの提示により移動が許可される旨ご案内しておりましたが、州当局によれば、新型コロナウイルスの検査又はワクチン接種のために移動する場合にはe-passは不要とのことでした。

●ただし、州境間移動の際、求められた場合に備え、検査又はワクチン接種の予約状況がわかる文書とともに身分証明書を携行してください（予約文書の提示については、ハードコピーでもスマートフォンの画面でも可）。

## 【本文】

### 1 デリー準州における外出禁止措置の延長

（1）デリー準州政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、現在の外出禁止措置を5月24日（月）午前5時まで延長すると発表しました。

（2）外出禁止措置の例外となるのは、政府関係者、医療関係者、妊娠中の女性、医療サービスを受診する人、新型コロナウイルスの検査及びワクチン接種に行く人、空港・鉄道駅・バスターミナルから移動する人（注）、メディア関係者等です。食材供給、金融、通信、燃料供給、電力、民間セキュリティサービス等に従事する人は、e-pass（デリー準州ホームページ [www.delhi.gov.in](http://www.delhi.gov.in) から申請可能）の提示により移動が許可されるとのことです。

（注）デリー準州政府の説明によれば、空港から出発する場合に運転手を手配する必要がある場合は、搭乗者のEチケットの写しを運転手が携行することで通行可能とのことでした。

（3）外出禁止措置の間、ショッピングモール、映画館、レストラン、劇場、遊戯施設、公園、スポーツ施設、ジム、スパ、理容・美容店、プール、建設工事現場（オンサイトで作業員を確保できる場合を除く）は閉鎖されますが、生活必需品を販売する店舗（食料品店、食料品を扱う露店及び薬局等）は例外となっています。

（4）新型コロナウイルスの検査またはワクチン接種のため、州境間の移動が必要な方について、デリー準州政府及びハリヤナ州政府に確認したところ、e-passは不要ですが、必要に応じ、検査またはワクチン接種の予約状況がわかる文書と身分証明書を提示していただく場合があるとのことですのでご注意願います（予約文書の提示については、ハードコピーでもスマートフォンの画面でも可）。

### 2 インド国内の新型コロナウイルスの感染状況が引き続き厳しい状況が続いており、

医療提供体制が更にひっ迫するおそれがあることを踏まえ、日本への一時帰国等を御検討中の方については、検査証明の取得等、出国のための手続きを早めに進めてください。現時点において一時帰国を検討されていない方につきましても、今後の新型コロナウイルスの感染状況の推移に十分注意し、一時帰国を含めた対応を予め御検討ください。

※スポット情報：インド滞在中の皆様への注意喚起（インド国内の医療提供体制のひっ迫）

（PC） [https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2021072.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2021072.html)

（携帯） [http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mblatestspecificspotinfo\\_2021072.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mblatestspecificspotinfo_2021072.html)

3 日本への帰国のためのPCR検査に関する情報や日本への臨時便の運航について、以下の領事メールでお知らせしていますのでご確認ください。

※5月13日 領事メール

インド在留邦人の日本帰国のためのPCR検査の受診支援事業の開始

[https://www.in.emb-japan.go.jp/PDF/20210513-Coronavirus\\_j.pdf](https://www.in.emb-japan.go.jp/PDF/20210513-Coronavirus_j.pdf)

※5月14日 領事メール

日本航空による6月の臨時便の運航計画の変更

<https://www.in.emb-japan.go.jp/files/100189972.pdf>

（お問い合わせ先）

在インド日本国大使館

電話：+91-(0)11-4610-4610（代表）

※繋がりにくい場合は、以下の番号も利用可能です。

（平日の午前9時から午後5時30分まで。これ以外の時間帯は上記代表番号にお掛け下さい。）

+91-98110-85601

+91-72900-21125

メールアドレス

○新型コロナウイルス関連の各種の御相談など [soudan@nd.mofa.go.jp](mailto:soudan@nd.mofa.go.jp)

○領事関連事項 [jpemb-cons@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp)

○配偶者等が外国籍の場合の再入国に関する事など [jpemb-visa@mofa.go.jp](mailto:jpemb-visa@mofa.go.jp)

※現在当館は新型コロナウイルス対策のため、原則としてテレワークで業務を行っています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>